

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																																																						
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第六十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別表第三（第四十六条関係）</p> <p>一 土地の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都立大島公園</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>東京都立八丈植物公園</td> <td>一平方メートル一月</td> <td>二十七円</td> </tr> <tr> <td>東京都立小峰公園</td> <td>一平方メートル一月</td> <td>八十八円</td> </tr> <tr> <td>東京都立奥多摩湖畔公園</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>東京都立羽伏浦公園</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>東京都立多幸湾公園</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 建物の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都立大島公園第二号売店</td> <td>一 月</td> <td>二万八千円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	単 位	使 用 料	東京都立大島公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)	東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	二十七円	東京都立小峰公園	一平方メートル一月	八十八円	東京都立奥多摩湖畔公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)	東京都立羽伏浦公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)	東京都立多幸湾公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)	名 称	単 位	使 用 料	東京都立大島公園第二号売店	一 月	二万八千円	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第六十九条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別表第三（第四十六条関係）</p> <p>一 土地の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都立大島公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京都立八丈植物公園</td> <td>一平方メートル一月</td> <td>三十一円</td> </tr> <tr> <td>東京都立小峰公園</td> <td>一平方メートル一月</td> <td>八十九円</td> </tr> <tr> <td>東京都立奥多摩湖畔公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京都立羽伏浦公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京都立多幸湾公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 建物の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都立大島公園第二号売店</td> <td>一 月</td> <td>二万二千五百円</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	単 位	使 用 料	東京都立大島公園	(略)	(略)	東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十一円	東京都立小峰公園	一平方メートル一月	八十九円	東京都立奥多摩湖畔公園	(略)	(略)	東京都立羽伏浦公園	(略)	(略)	東京都立多幸湾公園	(略)	(略)	名 称	単 位	使 用 料	東京都立大島公園第二号売店	一 月	二万二千五百円
名 称	単 位	使 用 料																																																					
東京都立大島公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)																																																					
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	二十七円																																																					
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	八十八円																																																					
東京都立奥多摩湖畔公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)																																																					
東京都立羽伏浦公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)																																																					
東京都立多幸湾公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)																																																					
名 称	単 位	使 用 料																																																					
東京都立大島公園第二号売店	一 月	二万八千円																																																					
名 称	単 位	使 用 料																																																					
東京都立大島公園	(略)	(略)																																																					
東京都立八丈植物公園	一平方メートル一月	三十一円																																																					
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	八十九円																																																					
東京都立奥多摩湖畔公園	(略)	(略)																																																					
東京都立羽伏浦公園	(略)	(略)																																																					
東京都立多幸湾公園	(略)	(略)																																																					
名 称	単 位	使 用 料																																																					
東京都立大島公園第二号売店	一 月	二万二千五百円																																																					

東京都立八丈植物公園売店	一月	七千四百円
--------------	----	-------

別表第四 (第五十六条関係)

種別	単位	占用料		
		市	町村	
電柱 本柱、支柱及び支線	一本一月	百三円	四円	
標識	一本一月	七十三円	三円	
水道管、下水道管及びガス管	一メートル 一月	外径四十センチメートル未満のもの	(現行のとおり)	(現行のとおり)
		外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	四十六円	二円
		外径一メートル以上のもの	九十二円	四円
電線	一メートル 一月	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
地下電線	外径四十センチ	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

東京都立八丈植物公園売店	一月	七千五百円
--------------	----	-------

別表第四 (第五十六条関係)

種別	単位	占用料		
		市	町村	
電柱 本柱、支柱及び支線	一本一月	百円	四円	
標識	一本一月	七十二円	三円	
水道管、下水道管及びガス管	一メートル 一月	外径四十センチメートル未満のもの	(略)	(略)
		外径四十センチメートル以上一メートル未満のもの	四十五円	二円
		外径一メートル以上のもの	九十円	四円
電線	一メートル 一月	(略)	(略)	
地下電線	外径四十センチ	(略)	(略)	

		チメートル未満のもの		
		外径四十センチメートル以上	四十六円	二円
		外径一メートル以上	九十二円	四円
鉄塔	一平方メートル一月	九十二円	四円	
変圧塔及びマンホールの類	一箇所一月	九十二円	四円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
公衆電話所	一箇所一月	九十二円	四円	

		チメートル未満のもの		
		外径四十センチメートル以上	四十五円	二円
		外径一メートル以上	九十円	四円
鉄塔	一平方メートル一月	九十円	四円	
変圧塔及びマンホールの類	一箇所一月	九十円	四円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	(略)	(略)	
公衆電話所	一箇所一月	九十円	四円	

地下の占有物件	地下露出部分	一平方メートル トル一月	九十二円	四円
	地下部分		四十六円	二円
高架の占有物件		一平方メートル トル一月	四十六円	二円
天体、気象又は土地の観測施設		一平方メートル トル一月	九十二円	四円
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫		一平方メートル トル一月	九十二円	四円
太陽電池発電施設		一平方メートル トル一月	九十二円	四円
写真撮影のための常時占有		撮影機一台 一月	七百三十六円	
写真撮影のための臨時的な占有	写真撮影	一時間	(現行のとおり)	
	映画、テレビ及びビデオ		千五百五十円	
オの撮				

地下の占有物件	地下露出部分	一平方メートル トル一月	九十円	四円
	地下部分		四十五円	二円
高架の占有物件		一平方メートル トル一月	四十五円	二円
天体、気象又は土地の観測施設		一平方メートル トル一月	九十円	四円
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫		一平方メートル トル一月	九十円	四円
太陽電池発電施設		一平方メートル トル一月	九十円	四円
写真撮影のための常時占有		撮影機一台 一月	七百二十円	
写真撮影のための臨時的な占有	写真撮影	一時間	(略)	
	映画、テレビ及びビデオ		千二百二十五円	
オの撮				

その他の占有	影	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)

付記 (現行のとおり)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

その他の占有	影	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)

付記 (略)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)